

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 藤永知子ほか31名

被 告 埼玉県知事 ほか1名

準備書面(9)

2007(平成19)年2月7日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一

同 野本夏生

ほか

原告らは、被告の平成18年9月13日付準備書面(8)について、以下の通り反論を準備する。

第1 はじめに

1 地方公共団体による水需要予測は、不確実な要素とその評価を内包していることから、過去の水需要の実績や予測の前提となる諸要素などに関する適正な情報に基づいて合理的に行われている限りにおいては、将来の実績との間に一定の乖離があったとしても、行政裁量の範囲内として、水需要予測に基づき実施される事業に関する費用の支出等が直ちに違法と評価される訳ではない。

しかしながら、地方公共団体において、過去の水需要の実績や予測の前提となる諸要素などに関する適正な情報収集を行わずに、もしくはこれらに関する適正な情報を無視したうえで、恣意的に著しく過大な水需要予測を行った場合は、もはや行政裁量の範囲を逸脱したというべきであり、過大な水需要予測に基づき実施される事業に関する費用の支出等は違法と評価されるべきである。また、当初の予測と実績との間に現実に乖離が生じ、予測の信頼性に疑問が生じているにもかかわらず、事業計画の見直しを行わずに費用の支出等を行うことも違法と評価されるべきである。

2 本件と同じく「水需要の予測」という行為を、地方財政法4条1項（「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」）の「必要最少性」判断の要素と把握した例が横浜地裁平成13年2月28日判決（相模大堰事件。判例自治255号54頁参照）である。

同判決は、「必要最少性に関する要請に一定の裁量が認められるとしても、その裁量を超えた不必要的公金の支出は、財務会計法規上許されないというべきである。したがって、本件支出の必要性の有無の判断はこのような意味では避けることができない」とした上で、当初事業計画時（昭和50年）と、水需要の増加が止まった時点（昭和62年）のそれぞれの時点において、神奈川県内広域水道企業団が行った判断に裁量権濫用があるか否か審理し、次のとおり指摘している。

「昭和62年ごろからの水需要の実績値については、増加傾向が減少し、横ばいともいえる傾向が見て取れるばかりか、前年度より減少した年度も見られる。このように実績値と予測値とが一見して相当に乖離してきたのであるから、一部事務組合としての企業団としては、法令に従い予測値の過程を再検討すべき事が要請されたというべきである。もちろんこのような傾向が継続して続くと見込むかどうか等その判断には極めて困難が伴うことは当然予想されるところであるが、そのことは再検討をすべき義務を免除するものではない。」

この横浜地裁判決は、当初事業計画の前提として用いられた水需要の予測値が、実測値に比して「相當に乖離してきたこと」が計画再検討義務を発生させる、という条理法を説いたものである。

そして、この再評価義務をすべての行政機関の政策一般に普遍的に要請した法律が「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（略称 政策再評価法、平成13年法律86号）である。同法において政策とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう」という包括的なものである。また、政策評価とは「政策効果」を「把握」し、これを「評価」し、その評価の結果を政策に「反映」させることを意味するものであり、かつ政策評価は「適時」になさるべきものであると規定されている（同法3条1項）。

本件の場合、本件ダムを建設することによる利水上の「政策効果」（その必要性、効率性および有効性）の把握は、当初計画策定時に行われていれば足りる、

というものではなく、把握の前提となる諸事情に相当な変動がある場合など「適時」に行われるべきである。また、政策評価は「客観的かつ厳格」に実施されなければならず、そのためには「政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できるだけ定量的に把握すること」が要請されている（同条2項）。

従って、実績と著しく乖離した予測をそのままにし、適時、適切な計画の見直しを行わずに漫然と経費の支出等を行えば、それは必要最少性の判断に関する裁量を超えた不必要的公金の支出として、財務会計法規上違法と評価されるべきである。

3 第2で詳しく検討するとおり、2005（平成17）年度における水需要の実績値が公表されたことにより、2003（平成15）年度に埼玉県が公表した長期水需給の見通し（乙第26号証）の水需要予測が著しく過大であることが実証されるに至った。埼玉県の水需要予測が、過去の水需要の実績や予測の前提となる諸要素に関する適正な情報を全く無視したうえで恣意的に行われたものであることが明確になったのである。

被告は、長期水需給の見通し（乙第26号証）に用いた予測手法について、「水道事業者に課せられた給水の継続という普遍的な使命を果たすため、継続リスクを絶対的に回避するための措置を考慮することを基本としたものであり、多くの水道事業者が使用し、かつ、厚生労働大臣の認可を取得し得た予測手法」だと弁解するのみで（準備書面（8）、3頁），予測の合理性・妥当性については何も明らかにしていない。

予測と実績との間に乖離が生じ、予測の誤りが明らかとなつたにもかかわらず、漫然と八ッ場ダム建設に関する費用の支出を行うことは到底許されないのである。

第2 埼玉県の水需要予測の過大性が実証された（2005年度における予測値と実績値の大幅な乖離）

1 2005（平成17）年度の実績

被告らは、埼玉県長期水需給の見通し（乙第26号証）につき、「実績を無視した架空の予測ではない」（準備書面（8）・3頁20行目）と強弁しているが、2003（平成15）年度に公表された埼玉県長期水需給の見通し（乙第26号証）の過大性は、予測の中間年度である2005（平成17）年度における実

績値が公表された結果、予測値と実績値の大幅な乖離が実証されることにより明確になったのであるから、被告らの主張が誤りであることは疑いのない事実である。

即ち、最近公表された2005（平成17）年度の1日最大給水量の実績値（簡易水道分を含む。）は275万m³（2002〔平成14〕年度の実績比で3.8%減）であり、2003（平成15）年度に公表された埼玉県長期水需給の見通し（乙第26号証）の2005（平成17）年度における1日最大給水量の予測値である306万m³（2002〔平成14〕年度の実績比で7.0%増）を1割以上も下回っているのである。

また同様に、2005（平成17）年度の給水人口の実績値は700万人（2002〔平成14〕年度の実績比で0.3%増）であり、2003（平成15）年度に公表された埼玉県長期水需給の見通し（乙第26号証）の2005年度における給水人口の予測値である707万人（2002〔平成14〕年度の実績比で1.3%増）を1%程度も下回っているのである。

さらに、2005（平成17）年度の負荷率の実績値は88.5%，同浄水口ス率の実績値は2.2%であり、2003（平成15）年度に公表された埼玉県長期水需給の見通し（乙第26号証）において用いられた数値と大幅に乖離するものであり、この点は、埼玉県が意図的に水需要予測を過大に算定していたことを強く推認させるとともに、原告らが指摘した各数値の合理性を改めて裏づけるものである。

なお、2003（平成15）年度に公表された埼玉県長期水需給の見通し（乙第26号証）の2005（平成17）年度、2015（平成27）年度における予測値と2005（平成17）年度の実績値を表にまとめると、以下のようになる。

	1日最大給水量	給水人口	負荷率	浄水口ス率
2005年度予測値	306万m ³	707万人	82.5%	(4.0%)
2005年度実績値	275万m ³	700万人	88.5%	2.2%
2015年度予測値 (4%を加算)	312万m ³ (325万m ³)	727万人	82.5%	4.0%

2 2005（平成17）年度以降の見通し

埼玉県の1日最大給水量の予測は基準年（2002〔平成14〕年度）の実績値286万m³/日に対して、2005（平成17）年度306万m³/日、2010（平成22）年度310万m³/日、2015（平成27）年度312万m³/日であり、最初の5年間で20万m³/日の増加、次の5年間で4万m³/日の増加、最終の5年間で2万m³/日の増加になっている。最初の5年間で全期間(15年間)の3/4が増加することになっていて、この5年間のウエイトが非常に大きい。この5年間で、実績では20万m³/日の増加ではなく、逆に11万m³/日の減少となったことは県の予測方法が根本から誤っていることを示している（添付の図1、表1を参照）

仮に2005（平成17）年度以降は県が予測する通りに1日最大給水量が増加したとしても、2015（平成27）年度は275万m³/日+4万m³/日+2万m³/日=281万m³/日にとどまり、基準年（2002〔平成14〕年度）の実績値286万m³/日を下回ってしまうのである。

しかも、予測からわずか2年しか経過していない現段階で、1日最大給水量に関する予測値と実績値が大幅に乖離してしまっているという事実は、今後、さらに時の経過とともに予測と実績がより乖離することを意味するものである。また、1995（平成7）年度以降は給水人口が漸増してきたにもかかわらず、同年度以降の1日最大給水量が漸減してきたという事実は、1人当たりの1日最大給水量が給水人口の増加率を上回る勢いで減少してきたという事実を意味するのであり、今後は給水人口の増加率の更なる低下と近い将来における給水人口の減少が確実視される中で、1日最大給水量の減少傾向に拍車がかかるのは確実である。

そして、以上のような事実は、埼玉県長期水需給の見通し（乙第26号証）の目標年度である2015（平成27）年度における1日最大給水量312万m³が、過去における1日最大給水量の減少傾向を完全に無視する不当なものであるという点を明確に裏づけるものである。もちろん、これに4%の余裕率を加えた325万m³という予測値が何ら根拠のないものであることはいうまでもない。

3 小括

以上のとおり、埼玉県の水需要予測に関する被告らの主張は、実績値に基づいてその過大性が実証されたことにより、根底から覆ったと評価されるべきであるが、それでも被告らは、埼玉県の水需要予測の合理性を主張するのであろうか。

特に、2005（平成17）年度の1日最大給水量の実績値が公表されるに至り、過去における1日最大給水量の減少傾向が改めて明確になったにもかかわらず、被告らは、今後も1日最大給水量が増加し続けるという、2003（平成15）年度に公表された埼玉県長期水需給の見通し（乙第26号証）の水需要予測の正当性を主張するのであろうか。

埼玉県の水需要が今後も減少傾向を辿るであろうことは、過去の実績値の推移に照らせば明らかなのであるから、埼玉県が今後の水需要の上昇要因を具体的に立証しない以上、埼玉県による水需要の予測手法が「ドンブリ勘定」に基づく不当なものであり、被告らの主張が合理性を欠くのは明白である。

なお、念のため、原告らは、以下において、被告らの準備書面（8）の水需要予測に関する部分に対して反論を加えておく。

第3 被告らの準備書面（8）に対する再反論

1 埼玉県長期水需給予測の見通しについて

(1) 1人当たりの給水量について

被告らは、原告らによる1人1日最大給水量の漸減の要因に関する主張につき、「景気低迷による商工業にかかる都市活動用水の減少が考慮されていないなど、不十分なものである」と指摘したうえで、1人1日最大給水量の増加要因の具体例として、「景気回復に伴う都市活動用水の回復・増加や、団塊の世代が定年期を迎えることに伴い最大給水量が発生しやすい午前中の在県人口の増加、また、核家族化の更なる進展によって、一人当たりが使用する洗濯や風呂使用量の増加など」を挙げている。

しかしながら、被告らが列挙する増加要因は、いずれも実証的に帰結されるものではなく、被告らの反論は、全く論拠を欠くものである。実際に、埼玉県は、1999（平成11）年の水需要予測においても、2003（平成

15) 年の水需要予測においても、上記の増加要因については全く論及していない。被告らにおいて、過去の水需要予測において指摘していない増加要因を裁判の場で初めて主張しているという事実自体、被告らの主張が苦し紛れの論拠を欠くものであるということを如実に示すものである。

また、新規ダム計画への参加の必要性がなくなった自治体、いわば、ダム計画の呪縛から解放された自治体においては、水需要の構造的な要因を評価したうえで、比較的に合理的な水需要予測を行い、1人当たりの給水量が今後は減少すると推計している。

例えば、横浜市においては、表2のとおり、1人当たりの家庭用水の減少を予測しており、被告らが主張する「団塊世代の定年による増加」というような論拠の乏しい要因は予測の際考慮していない。むしろ、横浜市は、例えば、水洗便所用水について節水型機器の普及による1回当たりの使用水量の減少に論及するなど、実証的な分析をもとに細部にわたる水需要予測を行っているのである。その結果、横浜市は図2-1、2のとおり、一人一日平均給水量、一人一日最大給水量は最近の実績の傾向が今後も続き、漸減していくと予測している。一方、埼玉県は、図3-1、2のとおり、実績では漸減傾向が続いてきた一人当たり給水量が今後は反転して増加すると予測しており、横浜市の予測結果と対比してみると、埼玉県の予測の非科学性が一層明瞭となる。

その他にも、大阪府においては、比較的に合理的な水需要予測を行ったうえで、国の大規模ダムからの撤退を表明している。そして、大阪府においては、表3のとおり、核家族化などに伴う水使用量の増加について詳細な調査・分析を行ったうえで、例えば、水洗便所用水については、高齢化に伴って1人1日当たりの使用回数（小便）が3回から4回に増えるものの、水洗化率が90.4%から100%に、節水型機器の構成比率が1.6%から60.4%にそれぞれ上昇するため、2020（平成32）年度における1人1日当たりの使用水量の飽和値は、2002（平成14）年度の実績値46㍑から44㍑に減少すると予測している。節水型機器の普及による水使用量の減少が核家族化などに伴う水使用量の増加を上回る結果、1人当たりの家庭用水の使用量は減少すると結論づけているのである。

なお、埼玉県は、1999（平成11）年に水需要予測を行った後、20

03（平成15）年に同水需要予測を下方修正しているが、4年後に水需要予測が下方修正されたという事実は、従前の水需要予測が実績を無視した架空の予測であったことを明確に物語るものである。そして、第2で述べたとおり、下方修正された2003年（平成15）の水需要予測についても、2005（平成17）年度の時点で既に、1日最大給水量について予測値と実績値の間に大幅な乖離が生じているのであるが、これらの事実は、被告らにおいて、科学的な要因分析を何ら行うことなくして、単なる憶測をもとに根拠の希薄な増加要因を指摘しているという点を明確に裏づけるものである。

（2）有収率について

被告らは、有収率につき、「過去10年間で石綿セメント管や老朽管の布設替えに要した費用は1839億円である。これによって、有収率は88.8%から90.0%へと、1.2%上昇したにすぎない。この90%を95%へ上昇させるためには、単純比例計算すると、7600億円が必要になり、八ヶ場ダムをもう一つ建設しても、余りある金額である。」と反論している。

しかしながら、被告らの反論は、漏水防止対策の基本を何ら理解していないものであり、明らかに不当である。即ち、水道の漏水の殆どは、配水管から各家庭・事業所などに引かれる給水管の方で発生するから、漏水防止対策は、給水管を中心に行われるのであって、一方、被告らの指摘する石綿セメント管などの取替えは、配水管についてであるから、結果として漏水防止を導くことはあっても、漏水防止対策の中心になるものではないのである。被告らは、石綿セメント管の老朽化が激しく、計画的に撤去が進められているという点を捉えて、石綿セメント管などの布設替えの費用を漏水防止対策の費用とする、論理のすり替えをしているのであり、被告らが示す7600億円という数字は、漏水防止対策の費用として何らの意味を持つものではないばかりか、被告らの不誠実な態度を示すものである。

要するに、漏水防止対策の中心は、上記のように、あくまでも給水管の修理、更新である。福岡市では、表4のとおり、漏水防止対策を積極的に進めた結果として、有収率（料金徴収水量／給水量）は95%に達している。今まで福岡市が漏水防止対策に投じた費用は、昭和31年から平成17年までの累計で約134億円である（甲第2号証）。福岡市の水道の1日平均給水

量は2005（平成17）年度で41万m³/日であるのに対し、埼玉の水道の1日平均給水量は242万m³/日である。福岡市が今まで漏水防止対策に投じた費用にこの水道規模の比を乗じても、約800億円にしかならず、被告らが示す7600億円という数字がいかに架空のものであるかは一目瞭然である。

実際に、埼玉県内の水道の有収率は、1990（平成2）年度の87.5%程度から上昇傾向を続けた結果、2005（平成17）年度には91.1%まで上昇するに至っているのである（図4参照）。過去の上昇傾向や上昇率に照らせば、埼玉県内の各水道事業者が漏水防止対策を積極的に行えば、2015（平成27）年度までに有収率を95%まで高めることは十分可能である。

なお、横浜市では将来の有収率を95%まで高めるという予測を行っている。

（3）負荷率について

被告らは、負荷率につき、「地球温暖化等による環境変化による給水リスクを回避する措置を事前に講じておくことが必要であるとの考え方から、過去10年間の最低値82.5%を使用した」と反論している。

しかしながら、被告らの反論は、過去の実績や傾向を無視したうえで、1992（平成4）年の数値を採用したもので、非科学的なものである。即ち、埼玉水道の負荷率（一日平均給水量／一日最大給水量）は、図5のとおり、年により変動はあるものの、着実に上昇傾向にあるから、過去10年間の最低値を採用するのは明らかに不合理である。しかも、最近公表されたデータに基づく2005（平成17）年度の負荷率の実績値が88.5%であるという事実も、この点を明確に裏づけるものである。

したがって、原告らが主張する負荷率の数値86%は、実績と傾向を考慮したうえで安全側をみた数値であり、妥当性を有するものである。

（4）浄水ロス率について

被告らは、浄水ロス率につき、原告が妥当だとする2%は過去の実績などを無視した安易な主張であり、被告らが指摘した4.1%は諸要因を詳細に

検討した結果であることから妥当性を有すると反論している。

しかしながら、被告らが主張する浄水ロス率の算出方法は、実績値に基づかない意味不明の方法であり、被告らの数値が妥当性を欠くことは明らかである。

この点、日本水道協会「水道統計」及び埼玉県の資料によると、埼玉水道の利用量率（給水量／取水量＝1－浄水ロス率）は、図6のとおり、概ね上昇傾向にあり、2004（平成16）～5（平成17）年度にはほぼ98%に達している。

したがって、原告らが主張する利用量率の数値98%，すなわち、浄水ロス率2%は、実績と傾向に基づいて設定した数値であり、妥当性を有するものである。

(5) 適正な地下水揚水量について（地盤沈下の沈静化）

ア 被告の主張

被告は、地下水採取量が減少しているにもかかわらず、地盤沈下は停止していないとし、その主たる要因は、渴水年（1987〔昭和62〕年、1990〔平成2〕年、1992〔平成4〕年、1994〔平成6〕年、1996〔平成8〕年）及び渴水年の翌年（2002〔平成14〕年）に地盤沈下面積が拡大し、冷夏であった1980（昭和55）年、1993（平成5）年及び2003（平成15）年では地盤沈下面積が激減していることから、渴水時における急激な地下水の汲み上げにあると推測されると主張する。

イ 地盤沈下の沈静化は明白

2005（平成17）年の埼玉県内の地盤沈下分布図（図7）によれば、2005（平成17）年度に環境省が建物等に被害が生ずるおそれがある目安としている2cm以上 の沈下が確認された面積は0km²、最大沈下量は1.8cm（栗橋町小右衛門）であった。埼玉県は、1961（昭和36）年に地盤沈下状況の観測を開始しているが、年間2cm以上沈下した地点が観測されなかったのは、観測開始以来、初めてのことである。県内の地盤沈下が沈静化していることは明白である。

ウ 渇水年における沈下面積の拡大の主因は地下水揚水量ではない

被告は、渴水年においては2cm以上のお沈下面積が拡大することから、原告が主張する地下水揚水量によっては地盤沈下を停止することができないのは明白であると批判する。渴水時における急激な地下水の汲み上げにより地盤沈下が発生しているものと推測されると言うのである。

確かに、過去、渴水年とされる年において、2cm以上の沈下面積が他の年よりも増加傾向にあることは事実である。しかし、その主たる要因は、降雨量の減少によって地下水への涵養源である雨水浸透水が減少することにあると考えられるのであって、地下水揚水量の増減のみを取り上げるのは不適切である。

このことは、沈下量面積の経年変化と地下水揚水量の経年変化とを対照すれば明らかになる。すなわち、渴水年とされる1994（平成6）年には2cm以上の沈下面積は346.6km²となり、1993（平成5）年の25.4km²、1995（平成7）年の15.5km²と比較すると突出しているが、他方、地下水揚水量をみてみると、1994（平成6）年が132万6000m³/日（水道・工業・建築用が91万2000m³/日、農業用が41万4000m³/日）であるのに対し、1993（平成5）年が124万3000m³/日（水道・工業・建築用が87万3000m³/日、農業用が37万0000m³/日）、1995（平成7）年が123万7000m³/日（水道・工業・建築用が85万4000m³/日、農業用が38万3000m³/日）と、その差は10万m³/日の範囲内にとどまるのである。

一方、気象庁さいたま観測所の年降水量をみると、1993（平成5）年1573mm、1994（平成6）年973mm、1995（平成7）年1254mmであり、93（平成5）年と94（平成6）年とを比較するだけでも280mmの差がある。雨水が地下に浸透して、（水道用等に利用されている地下約30m以深の）地下水を涵養するのは主に台地部である。埼玉県内における台地部の面積は1200km²以上ある。地下水涵養量は年降水量に対応して変動するものであるから、たとえば、涵養量の変動幅を年降水量の差280mmの半分、140mmとしてその変動量を試算してみると、 $1200\text{ km}^2 \times 140\text{ mm} / \text{年} \times 1000 / 365\text{ 日} = 46\text{ 万 m}^3 / \text{日}$ となり、地下水揚水量の変動よりもはるかに大きなものとなる。

このように、過去に渴水年において沈下量が多少増加するのは、渴水によ

る地下水揚水量の増加よりも、主に降雨量の減少によって地下水への涵養源である雨水浸透水が減少することにあるから、自然現象に近いものであり、防ぎようのないことである。そして、次に述べるように、埼玉の地盤沈下は着実により小さくなってきてている。

工 地下水位の上昇と残留収縮の減少

沈下量面積の経年変化図(図8)から読み取れることは、県内の地盤沈下は、全般的には着実な減少傾向にあるということである。

そして、この傾向は、今後も確実に続くものと考えられる。というのは、県内の地下水位が図9、10の例に示すとおり、長期的には上昇傾向にあるためである。

すでに準備書面（3）で詳述したとおり、現在生じている地盤沈下の主たる要因は過去における過剰な地下水の汲み上げにより地下水位が低下し、これによって生じる地層の収縮が今なお続いていることによると考えられる（いわゆる「残留収縮」）。この残留収縮は、地下水位が上昇するにつれて次第に減少していくものなのである。

オ 被告が指摘する地盤沈下例は特異なケース

なお、被告は、2004（平成17）年度、越谷市で観測された4.7cmの沈下量（越谷市千間台東）は全国ワースト1であり、また、過去5年間においても県内市町村の沈下量が全国上位に位置しているから、地盤沈下は沈静化していないと主張する。

しかし、地盤沈下の全般的な傾向は、前項で指摘したとおり、着実な減少傾向にあるのであり、被告が指摘する越谷市内の沈下例は特異なケースである。越谷市内の地盤沈下の経年変化をみると、図11のとおり、その1点を除けば、沈下量は小さく、経年的にも確実に減少傾向にある。最大沈下量を示すこの水準点は越谷市千間台第一公園内にあって、地盤が弱いとされているところがあり、あくまで特異なケースである。

越谷市内の地下水揚水量と地下水位の経年変化をみると（図9、12）、1997（平成9）年以降、地下水揚水量はほとんど変わっていないが、地下水位は年による変動はあっても、長期的には確実な上昇傾向にあり、199

7（平成9）年以降は揚水量を上回る地下水涵養が行われていることを示している。それを反映して、越谷市内の地盤沈下は千間台第一公園内の1点を除けば、小さなものになってきているのであり、1997（平成9）年レベルの地下水揚水を継続することに何の問題もない。

上述のとおり、被告が全国ワースト1とする越谷市内の1点は特異な地点であり、そのように限定された条件下での沈下例を取り上げ、県内の地盤沈下が危機的な状況にあるかのように殊更に強調することは不適切と言わざるを得ない。

（6）渴水について

ア 渴水の影響

被告らは、「取水制限が行われた年には、一部地域で減水や水圧低下による給水量の減少が生じている。これまでの渴水において深刻な給水影響がなかったのは、各水道事業体において、地下水の汲み上げ量を増やして給水を確保したからである。」と反論している。

しかしながら、準備書面（3）で詳述したように、埼玉県の渴水記録を見ると、渴水時において埼玉県では具体的な被害はほとんど起きていない。地下水の汲み上げ量を増やしたから深刻な影響がなかったと、被告らは主張するが、（5）で述べたように、実際に渴水年における地下水汲み上げ量の増加はさほど大きなものではなく、渴水年における地盤沈下の多少の増加の原因はそのことよりも、降雨量の減少によって地下水涵養量が減ったことがあるから、渴水時における地下水汲み上げ量の増加は問題にすべきことではない。

イ 非かんがい期の渴水

被告らは、「原告は渴水への対応策として農業用水からの一時的な融通をあげるが、八ッ場ダムへの参画で得る予定の水利権の大部分は、非かんがい期の水利権であり、非かんがい期に発生する渴水に対して融通することは困難である。」と反論している。

しかしながら、実際に非かんがい期の渴水は1996（平成8）年と1997（平成9）年だけで、しかも節水広報で対応できる軽微なものであったから、他の代替水源の確保を考える必要はなかった。このことは八ッ場ダム

によって非かんがい期の水利権を新たに得る必要がないことを端的に物語っている。

対応策を要する渇水が起きることがあるのはあくまで夏期であって、その夏期の渇水に対して「農業用水からの一時的な融通」は有効な対策である。

ウ 近年における保有水源の増加と給水量の減少

被告らは、「原告は、埼玉県は10年に1度の渇水年に対して十分な備えができるいると主張するが、埼玉県長期水需給の見通しでは5年に1回程度の渇水年しか考慮していない。」と反論している。

しかしながら、埼玉の水道は図13のとおり、最近の渇水年である1994（平成6）年や1996（平成8）年当時は保有水源が給水量を下回っていたが、その後、給水量が減少傾向となる一方で、水源開発の進捗で保有水源が増加してきたため、現在は逆に保有水源が給水量を上回って保有水源に余裕のある状態になっている。したがって、1994（平成6）年、1996（平成8）年と同程度の渇水が来ても、埼玉の水道はその当時よりも渇水の影響を受けにくい状態になっている。1994（平成6）年や1996（平成8）年の渇水年においても具体的な被害がほとんどなかったのであるから、保有水源に余裕が生じた現在は、渇水による影響が軽微なものになることは確実に予想される。1994（平成6）年は10年に1回程度の渇水とされており、その1994（平成6）年において渇水による実害がなく、現在は当時と比べて、保有水源と給水量との関係が著しく好転しているのであるから、10年に1回程度の渇水に対応できる状況になっていると考えられる。

(7) 保有水源について

保有水源に関する回答が被告からなされてから、それを踏まえて、保有水源に関する被告の主張に対する反論を展開することにする。

2 第4次フルプランについて

(1) 第4次フルプランの期限切れ

被告らは、第4次フルプラン（第4次「利根川水系及び荒川水系における

水資源開発基本計画」。2002〔平成14〕年12月。乙第18号証)の法的性格に関する原告らの主張につき、「第4次フルプランは、・・・八ッ場ダム建設事業の予定工期を平成22年度までに変更するなど、順次変更がなされており現時点でも有効な計画であり、計画論を論じる場に「失効」という法律論を論議するのは妥当でない」と反論をしている。

しかしながら、被告が現時点でも有効だと主張するフルプラン(2002年12月 乙第18号証)は、冒頭で「昭和61年度から平成12年度までを目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給は、おおむね次のとおりとする」と書かれており、過去の2000年を目標年次としたままのものである。すなわち、このフルプランは目標年次が過去の2000年のままのものであって、将来の目標年次における水需要の見通しと供給の目標を定めることになっているフルプランの要件を備えておらず、フルプランとは言えないものである。さらに、このフルプランの末尾には「なお、本計画については、水の用途別の需要の見通し及び供給等の見直しを至急行うものとする。」と記されており、本来のフルプランが未策定であることが示されている。したがって、第4次フルプランは、2000年で期限切れになった状態が今なお続いているのであって、八ッ場ダムの建設は、水資源開発促進法で定められた利水面の上位計画がないままで推進されているのである。被告らの主張は、フルプランとしての要件を備えていないものを有効だとするものであって、明らかに不當である。

(2) 実績無視の過大予測

被告らは、第4次フルプランの水需要予測の過大性に関する原告らの主張につき、「水資源確保の必要性は、・・・長期的な水需要予測、保有水源の状況及び、渇水発生の危険性等を総合的に考慮し、政策的に判断されなければならないものであるから、現時点における水需要の実績値のみを用いて、その政策的判断の適否を論じることは妥当ではない」と反論している。

しかしながら、準備書面(3)で述べたように、1990年代以降における水需要の横ばいから漸減の傾向は、水需要の構造的な要因によるものであって決して一時的なものではない。そうだからこそ、新規ダム計画への参加の必要性がなくなった自治体においては、水需要の構造的な要因を評価した

うえで、比較的に合理的な水需要予測を行い、1人当たりの給水量が今後は減少すると推計しているのである。被告らの反論は、埼玉県が行ってきた、実績を無視した過大な水需要予測を前提としたものであり、明らかに不当である。

以上

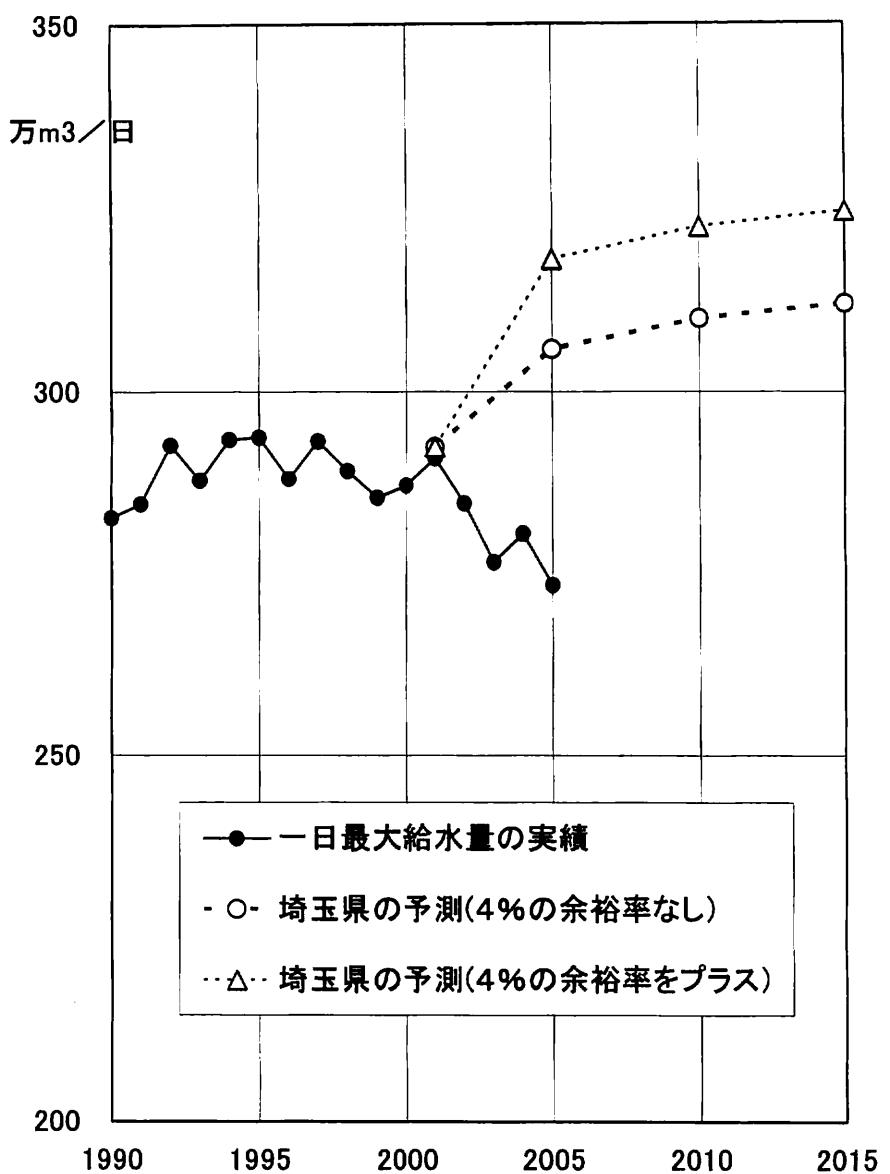


図1 埼玉県内の水道の一日最大給水量

表1 埼玉県上水道の一日最大給水量、給水人口、一人一日最大給水量

年度	一日最大給水量 (千m ³ /日)	給水人口 (千人)	一人一日最大給水量 (リットル/日)	年度	一日最大給水量 (千m ³ /日)	給水人口 (千人)	一人一日最大給水量 (リットル/日)
1986	2,481	5,774	430	1996	2,880	6,734	428
1987	2,471	5,919	417	1997	2,932	6,779	433
1988	2,547	6,069	420	1998	2,891	6,815	424
1989	2,645	6,194	427	1999	2,854	6,853	416
1990	2,826	6,295	449	2000	2,871	6,873	418
1991	2,845	6,391	445	2001	2,909	6,911	421
1992	2,926	6,482	451	2002	2,846	6,941	410
1993	2,878	6,572	438	2003	2,766	6,982	396
1994	2,934	6,648	441	2004	2,805	7,004	400
1995	2,937	6,672	440	2005	2,734	7,002	390

※ 日本水道協会「水道統計」による。2005年度は埼玉県の資料による。

表2 横浜市水道の水需要予測

(「横浜市 上水需要予測調査業務報告書 2004年7月」より作成)

家事用水の用途別予測

[注]節水化率:(節水型モデル前提の使用水量)/(非節水型モデル前提の使用水量)

		実績(2002年度)	予測(2026年度)
洗濯用水	節水型全自動洗濯機の普及率	0.4%	45.5%
	節水化率	0.987	0.774
風呂用水	24時間風呂の普及率	3.4%	4.8%
	節水化率	1.000	0.978
炊事用水	食器洗浄機普及率	7.4%	19.2%
	ディスポーザー普及率	6.2%	6.9%
	節水化率	0.967	0.868
水洗便所用水	1回当たり使用水量 (節水型トイレの普及)	13.1L	11.2L
	節水化率	0.992	0.845
平均世帯人員		2.48人	2.28人
1人1日家事用水		242L	230L

図2-1 横浜市水道の需要予測 1人1日平均給水量

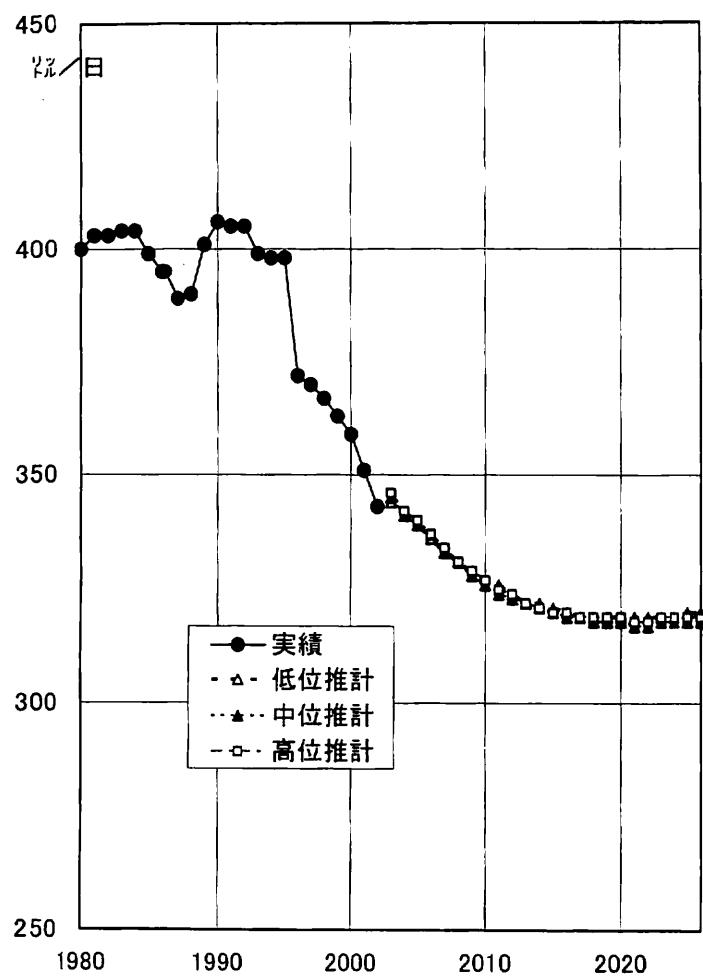


図2-2 横浜市水道の需要予測 1人1日最大給水量

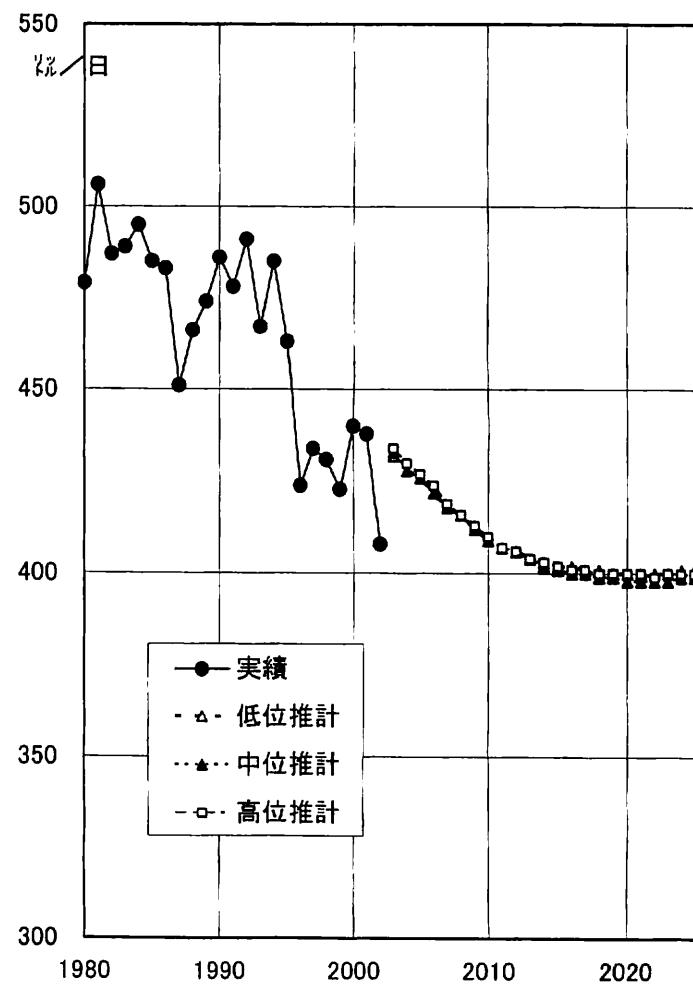


図3-1 埼玉県内の水道の一人一日平均給水量

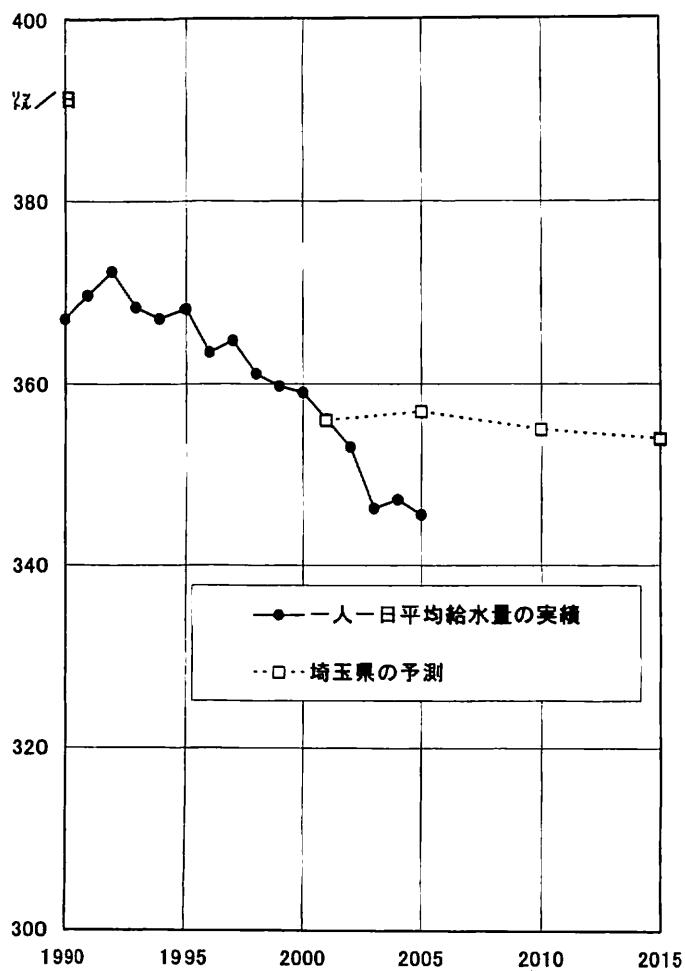


図3-2 埼玉県内の水道の一人一日最大給水量

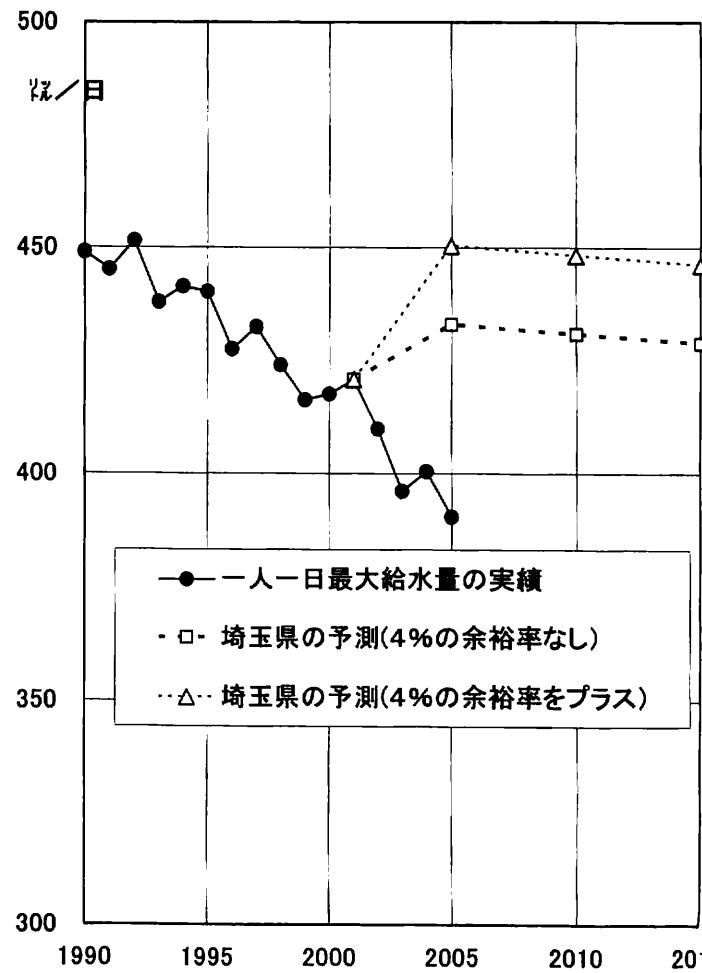


表3 大阪府水道の水需要予測

(大阪府水道部「水需要予測及給水計画等策定業務委託報告書 平成16年3月」より作成)

生活用水の用途別予測

		実績(2002年度)	飽和値(2020年度)
平均世帯人員		2.66人	2.30人
洗濯用水	全自動普及率	86.6%	94.0%
	風呂水利用実行率	68.0%	75.1%
	1日の洗濯回数	1.0回	0.9回
	1人あたり使用水量	38L	26L
風呂用水	風呂普及率	95.5%	97.0%
	1人あたり風呂注水量	41.5L	42.0L
	1人あたりシャワー使用水量	65.7L	63.4L
	1人あたり使用水量	107L	106L
炊事用水	食器洗浄機普及率	13.0%	50.0%
	食の外部化率	17.6%	20.0%
	1人あたり使用水量	40L	32L
水洗便所用水	水洗化率	90.4%	100.0%
	使用回数(小便)	3回	4回
	節水型の構成比率	1.6%	60.4%
	1人あたり使用水量	46L	44L
洗面用水	1人あたり使用水量	19L	19L
洗車散水その他	1世帯あたり洗車用水	0.4L	0.2L
	1世帯あたり散水用水	17.8L	32.3L
	1人あたり使用水量	14L	23L
1人1日生活用水		264L	250L

表4 福岡市水道の有収率の推移

	有収率(%)
1973年度	80.6
1974年度	82.5
1975年度	83.2
1976年度	83.8
1977年度	85.3
1978年度	89.1
1979年度	84.7
1980年度	85.7
1981年度	86.7
1982年度	87.8
1983年度	87.5
1984年度	90.9
1985年度	89.6
1986年度	90.8
1987年度	90.3
1988年度	91.2
1989年度	90.1
1990年度	92.0
1991年度	90.5
1992年度	91.3
1993年度	91.4
1994年度	94.9
1995年度	92.8
1996年度	93.6
1997年度	95.1
1998年度	95.7
1999年度	95.3
2000年度	96.5
2001年度	96.0
2002年度	96.6
2003年度	95.5
2004年度	95.7
2005年度	94.9

(福岡市水道の資料より作成)

図4 埼玉県内の水道の有収率

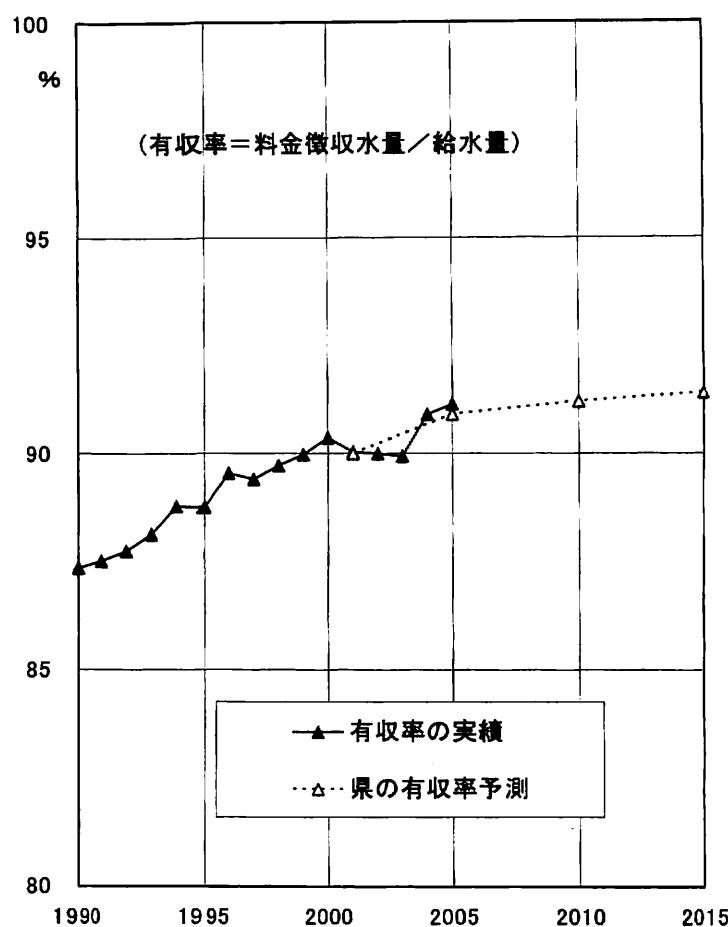


図5 埼玉県内の水道の負荷率

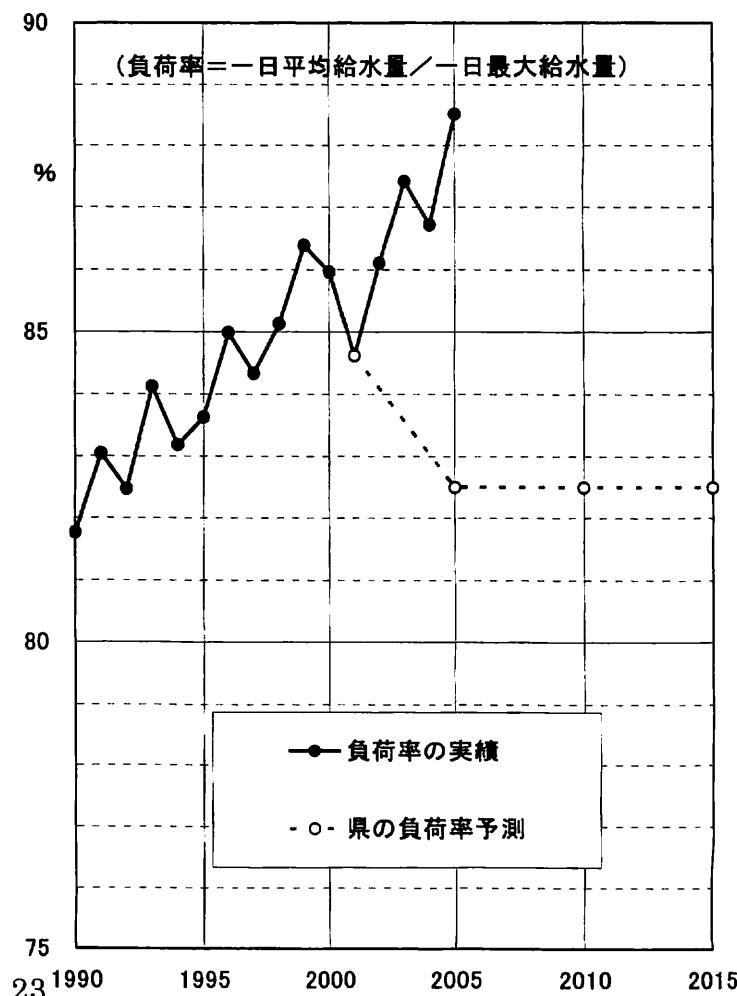


図6 埼玉県内の水道の利用量率

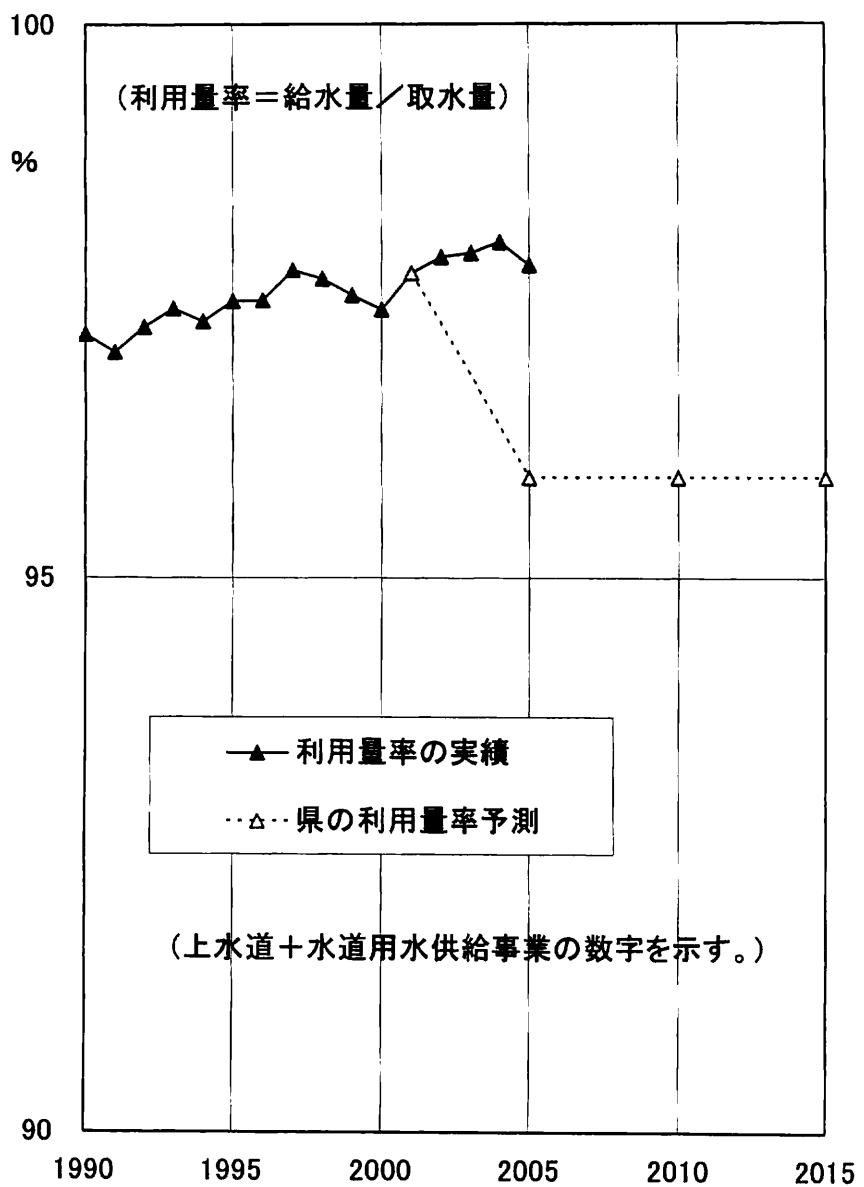


図7 埼玉県の地盤沈下分図(2005年)
(埼玉県のホームページより)

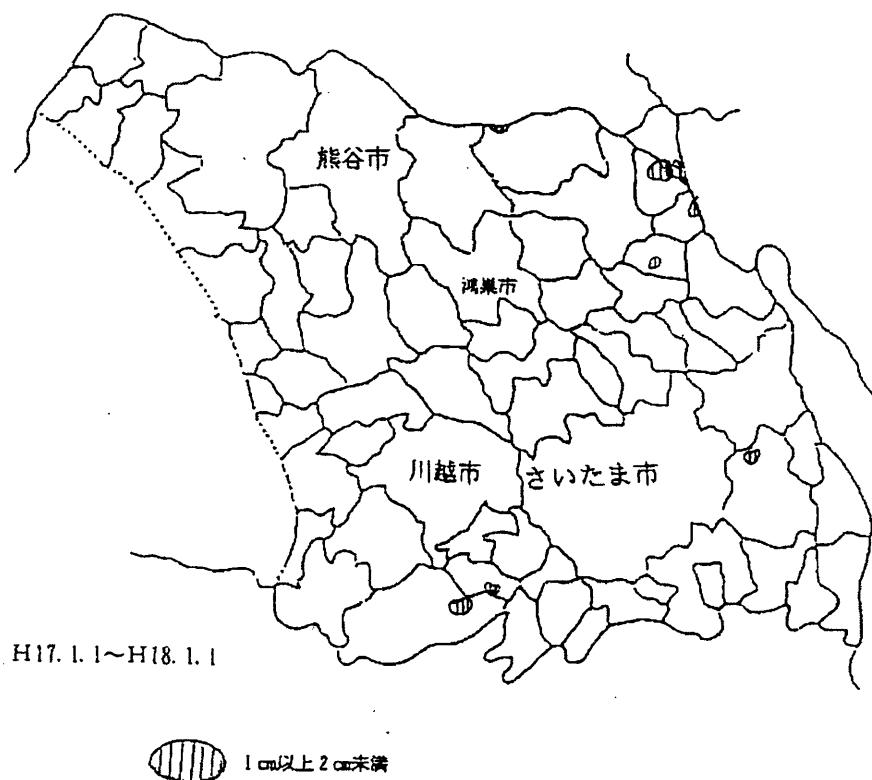


図8 埼玉県の沈下量面積の経年変化 (埼玉県のホームページより)

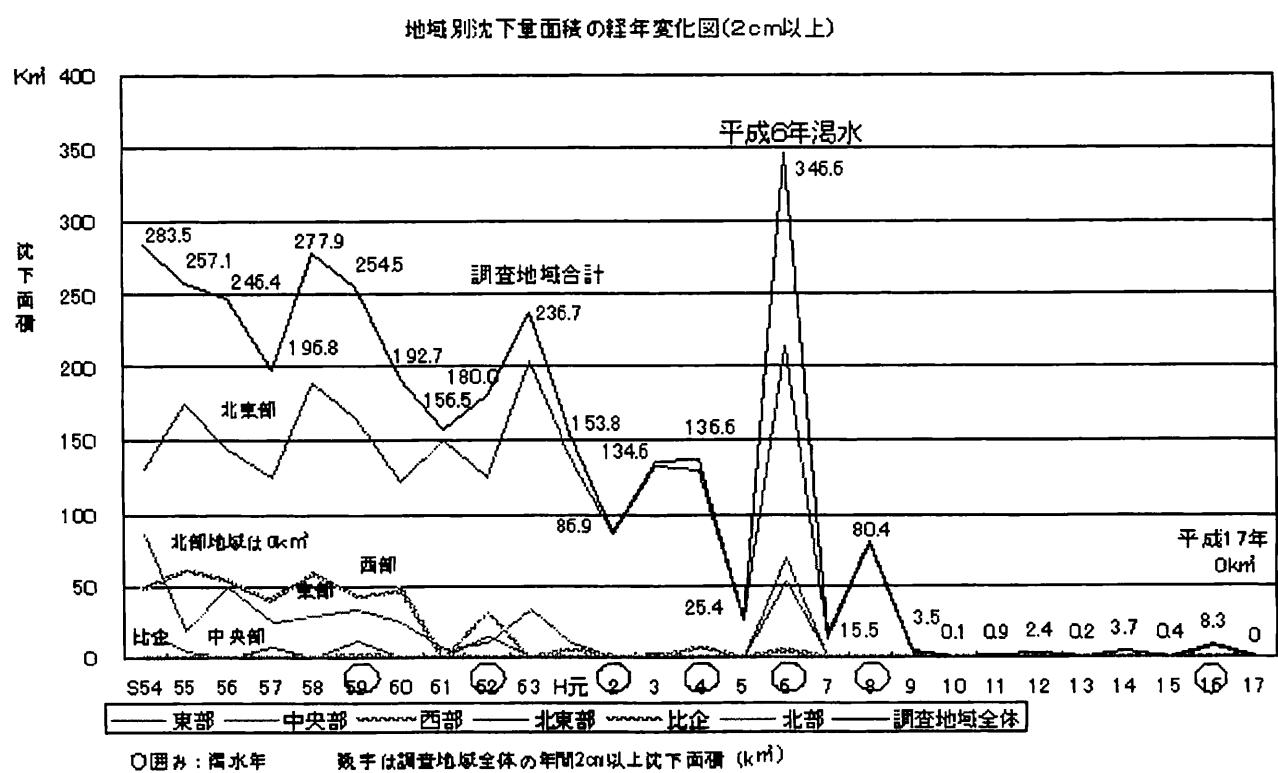


図9 越谷観測井の地下水位の経年変化(12月平均水位)

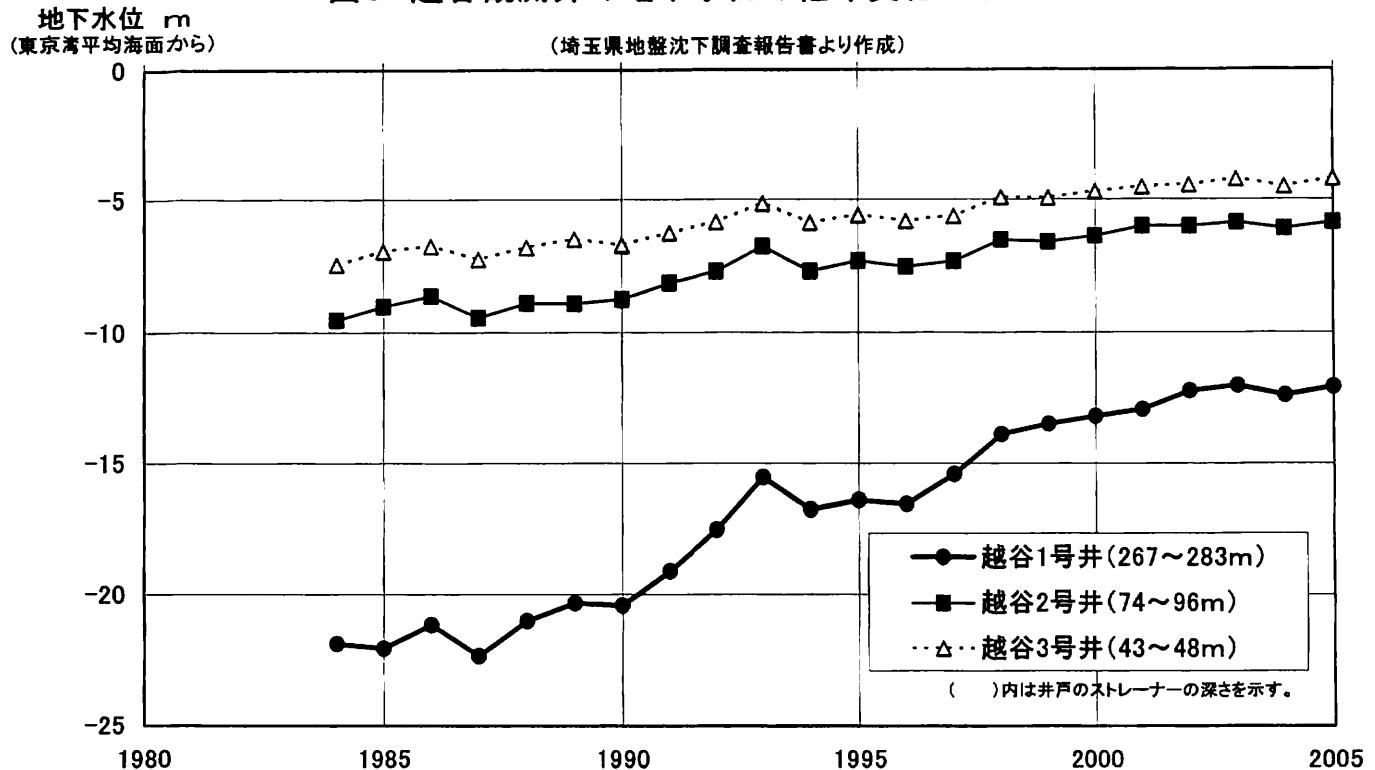


図10 浦和、幸手の地下水位の経年変化(12月平均水位)

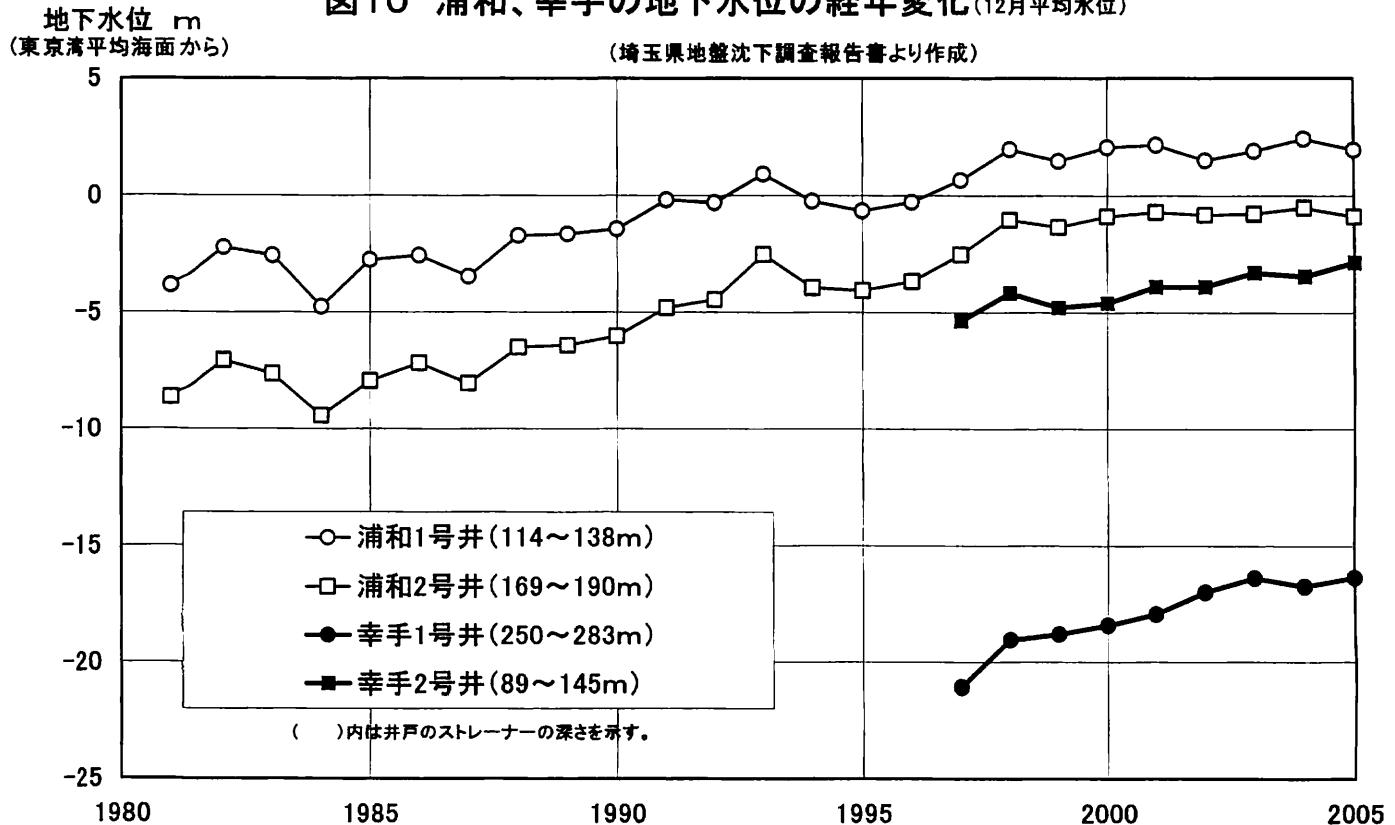


図11 越谷市内の地盤沈下の推移

(埼玉県地盤沈下調査報告書より作成)

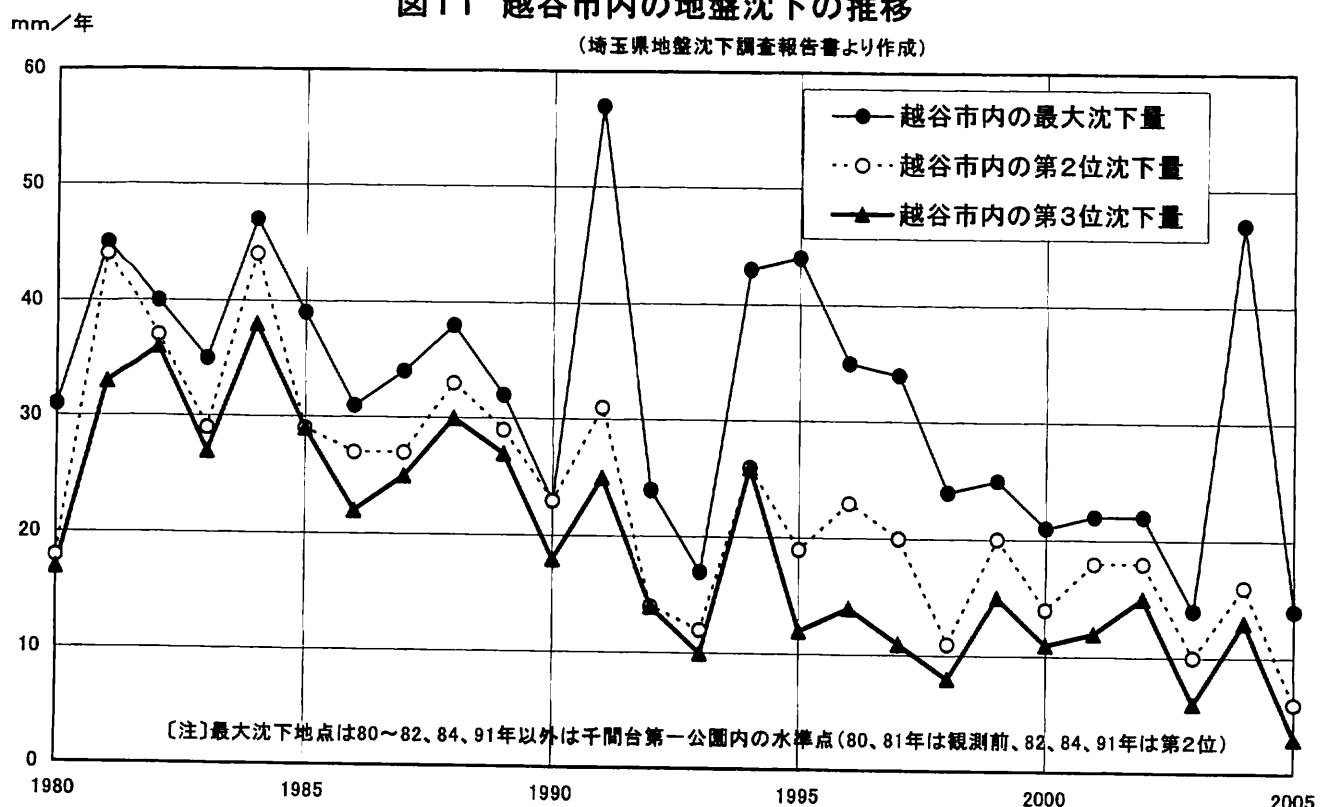


図12 越谷市内の地下水揚水量の推移

(埼玉県地盤沈下調査報告書より作成)



万m³/日

図13 埼玉水道の保有水源と配水量の推移

